江戸後期の画家とパトロン

―谷文晁・酒井抱一・喜多武清・亀田鵬斎の作品から―

山田烈

はじめに

つかの事例と数点の作品を取り上げて、その具体的内容を探ってみたい。料紹介とそれへの簡略な注釈という形で江戸時代後期の文化・文政年間のいくとは出来ない。本稿では、この問題に関して、ひとまず前稿の続きとして、資トロンとその実体とはどのようなものか、という問いにここで簡単に答えるこまな課題となっているが、そもそもパトロンとは何か、また日本美術史上のパーケ系とパトロンの問題は、時代を問わずジャンルを問わず、常に芸術史の大作家とパトロンの問題は、時代を問わずジャンルを問わず、常に芸術史の大

や産業史の上での淡斎と、江戸漢詩史の上での淡斎を別個に論じるのではなく、や産業史の上での淡斎と、江戸漢詩史の上での淡斎を別個に論じるのではなく、本稿では、まず最初に桐生の豪商でかつ漢詩人としても知られた佐羽淡斎の本稿では、まず最初に桐生の豪商でかつ漢詩人としても知られた佐羽淡斎の本稿では、まず最初に桐生の豪商でかつ漢詩人としても知られた佐羽淡斎の本稿では、まず最初に桐生の豪商でかつ漢詩人としても知られた佐羽淡斎の本稿では、まず最初に桐生の豪商でかつ漢詩人としても知られた佐羽淡斎の本稿では、まず最初に桐生の豪商でかつ漢詩人としても知られた佐羽淡斎の十九世紀前半の江戸文化を眺めると、文化年間以前と以後との相違、文政

目することにより、抱一を代表者とするこの時代の秋草図の系譜を考える一助

の成立背景や来歴の問題に触れてみたい。さらに、

喜多武清筆秋草図屛風に注

佐羽家第三代の竹香ゆかりの谷文晁と酒井抱一の二作品を見ることにより、

するのみで回答を用意していないが、

人格としての生身の淡斎を見つめてみたいということである。ここでは提示

問題意識として掲げておきたい。

り、そ

二作品の特色と意義について考えてみたい。り上げ、その文化六年から足掛け三年に及ぶ上信越地方への旅中に制作されたとしたい。最後に、儒学者であり詩文書画のいずれにもすぐれた亀田鵬斎を取

佐羽淡斎における文人意識

実は、 事欠かない。しかしながら、美術の分野では兄竹翁の追悼記念書画帖である文 吟社をバックアップしたり、亀田鵬斎や柏木如亭を歓待するなど、具体例には 的に画家を庇護したり作品を注文したりというケースも聞かない。本領である そのほかに、淡斎におけるパトロン的側面をどうとらえるのかの課題もある。 見る場合にも、常にその二面性がどう働いているのかが気になるところである。 や産業史の上での淡斎と江戸漢詩史の上での淡斎という二つのとらえ方である 漢詩の面では、大窪詩仏の門下として館海庵を桐生に招き、その運営する翠屏 も疑問が提出されるべきではないとも言えようが、漢詩を見る上でも産業史を う問題は、これまで全く取り上げられていない。回答の出ない問題は、そもそ 商人と漢詩人という二面性が同一人格内で、どのように併存していたのかとい が、それらの個別の分野でもまだ充分に論じられているとは言えない。さらに、 澤一郎両氏ほかにより研究が進められてきた。すでに述べたように、経済史 佐羽淡斎(一七七二~一八二五)については、これまで郷土史や揖斐高、 淡斎が他の画家の作品に画賛を付けている例は極めて少なく、 また具体 池

ない。化九年刊行の『花濺淚帖』を例外として、ほとんど淡斎の姿を見ることは出来

ことの難しさがある。 作家本人は背後に隠れてしまうことが多い。そうした点に、詩人淡斎を論じる作等は全く無い。詩は散文に比べて、作品としての独立性、あるいは漢詩とい作等は全く無い。詩は散文に比べて、作品としての独立性、あるいは漢詩といたことは疑いない。ところが、彼の作品は漢詩のみで、文章による日記記録創ともあれ、淡斎が漢詩人として作家として当然何らかの文人意識を抱いてい

であろう。 ては慎重な判断がなされているが、詩歌俳諧などは積極的に奨励していること 類、 品行方正、 理と経済と文芸の位置関係を知るには、 がうかがえる。 の家法遵守状況のチェックなど、きめ細かに規定がなされている。学問につい 風流について。さらに、手当や待遇、 のこと。そして、質素倹約、喧嘩口論、 は本稿の末尾に掲げてあるが、おおよその内容は、法の遵守、忠孝、神仏信心、 (一八二五)正月に制定された「家制」である。大きな商家を経営する際の倫 淡斎が文芸をどのように考えていたかを示す貴重な資料が、 持ち物、 客への応対、商人へのローン規定と取り立て、 外出、休暇、 履き物、 これは、必ずしも淡斎自身の自己説明、自己防衛だけではない 掃除、 職務専念、 食事、 配置換えのこと。また、防犯、防火、 風呂、 本宅、隠居、別宅ごとの取り決め、 飲酒、 極めて興味深いものである。その全文 洗濯、 困窮者への配慮、芝居見物、 便所、髪、 会計、 物品出し入れ、衣 文房具、言葉遣い 文政八年 学問、 商売 毎月

可心懸候、其外勝敗有之慰者人品賤クなり候ゆへ可爲無用候、人々老後ニ至の心懸候、其外勝敗有之慰もなきは如何に候、偁夫とても凝不申様軽ク保諧杯都而風流之道少者心懸たしなみ候様致し度事ニ候、余り無雅成も人品にが、幼少より学文を致させ候事其生質を見究候上、可有思慮候、只詩歌不少候、幼少より学文を致させ候事其生質を見究候上、可有思慮候、只詩歌不少候、幼少より学文を致させ候事其生質を見究候上、可有思慮候、只詩歌不少候、幼少より学文を致させ候事其生質を見完候上、可有思慮候、只詩歌不少候、教候事者家業を専ニおしへ、書算等無抜目万事商売ニ無差支熟し候上、子孫ニ教候事者家業を専ニおしへ、書算等無抜目万事商売ニ無差支熟し候上、

り閑中不爲不善様可心得事

ている。いずれにせよ、明治年間まで半世紀以上にわたって機能した貴重な文書となっいずれにせよ、明治年間まで半世紀以上にわたって機能した貴重な文書となっは項目自体が無くなっている。改定ごとの変更の物語るものの解明も必要だが、この娯楽や学問は、天保九年(一八三八)、安政四年(一八五七)の改定で

ある。 理的制約をどう扱うか、 は、 年)は、近代(現代)の人間の状況をほとんど予言のように述べた「人間性 ムはどのように構築されているか、などに眼が向けられてきた。 P ようなものであり、どのように機能したのかということになる。西洋において 思想史の上でも広範な影響を与えてきたが、ウェーバーの受容継承という点で と化する」という言葉にもあるとおり、狭い学問分野にとどまらず、二十世紀 かつて達したことのない段階」、「一種の異常な尊大さで粉飾された機械的化石 合も、こうした視点からのとらえ方が必要であろう。 M・ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(一九〇五 ウェーバー以後、 西洋の歴史学、経済学、社会学の研究と日本の歴史研究への応用の両面 つまり、近世や近代の日本の経済史や産業史の上で、倫理的側面はどの 資本主義や近代そのものの史的解明の上で、 倫理的規制はどこに向けられているか、 佐羽淡斎の場 行動のシステ 伝統的な倫

二 佐羽竹香ゆかりの二作品

保二年)には、 の状況に対応して事業の拡大に努めた。ちなみに、渡辺崋山の『毛武遊記』 七月の淡斎の死去に伴い家を継ぎ、 佐羽吉右衛門は、 ての経済恐慌で大きな痛手を受け、 産される織物の過半数を売買するようになるが、 八〇六~一八六八)と代々繁栄し、幕末から明治初期にかけては、 佐羽家は、 初代と二代目淡斎、そして三代目の竹香(文化三~明治元、 佐羽家の蔵書の貧しさを記しており、淡斎当時に比べれば、文 淡斎の子で字は秋江、 足利、 同二十九年に破産することとなる。 竹香と号した。文政八年(一八二五) 江戸、横浜に出店、 明治二十三年から翌年にかけ 幕末の経済変動

芸への関心は後退していたのであろう。

創建)二十五世の全誉豊龍上人のこと、 斎の詩碑拓本等に簡単な覚え書を記しているが、 を投じて入手し、浄運寺に寄進したものである。豊龍上人は浄運寺(永禄元年 川家からこれらの作品が流出したことを豊龍上人に伝えたところ、 ある浄運寺に所蔵される谷文晁と酒井抱一の二作品は、 安政三年(一八五六)の由来書(図版3)によると、 慶応三年(一八六七)、五十六歳で寂。この由来書を書いた谷梅所は、 太田大光院、受楽寺を経て桐生へ移っ 詳しい伝記は不明である。 現在佐羽家の菩提寺で 竹香が家運の衰えた森 上人は私財 淡

葉の表裏の描き分け、 沢田章編『日本画家辞典落款編』(一九二七年)、狩野亨吉・岩上方外共編『書 朱文卣印がある。「文詮之印」の印は、代表的なオリジナル作品や『古画備考』、 ため、この二作品を直ちに比較することは出来ないが、構図の上からは最も近 されている。本作品の代筆の問題を考慮しつつも、個々の描写が大きく異なる みられている。玉蟲氏によると、重要文化財の《月に秋草図屛風》は動きがダ りしている。 や単調に感じられる。保存状況のためか、 かれる。花と葉の集合や重なりは、ややリズム感、生動感に欠ける。葉や茎、 たはくの字形に葛の蔓が伸びる構図をとり、ススキ、リンドウ、芙蓉などが描 ている。以下作品の概要を記すと、酒井抱一の《秋草花卉図》(紙本金地着色) 装、由来書もそれぞれの裏面に貼り付けられていたが、その後別紙に改装され 画落款印譜大全』(一九三一年)など、身近な印譜のいずれにも掲載されてい い作品である。画面左下に、「抱一暉真筆」の款記と「文詮之印」白文方印、「鶯邨」 イナミック過ぎる点と署名の書風、「文詮」朱文瓢印の使用年代が検討課題と 二つの作品は元衝立の表裏となっていたものかと思われるが、現在は掛幅 四八·四×一六八·四㎝、以下㎝を省略、図版1)は、画面左端からL字形ま 印章の照合は今後の課題である。 抱一作品の全体的展望は、岡野智子、玉蟲敏子両氏ほかにより試 緑の葉の塗り方と葉脈、三枚一組の葉のパターン等がや 金地が黒ずんで箔の継ぎ目がはっき

アンスもうかがえる。岩上と土坡の陰に二羽の孔雀を配し、ほぼ三角形の構図 精細でしかもけばけばしさは無く、 《孔雀牡丹図》 (紙本金地着色、一四八・一×一六八・四、図版2)は、 花の写実性、 豪華さ、 岩の表現の墨のニュ

> 形成という問題を探る上では、さらに多くの作例を考えることが必要となるが. 雅のみごとな規範を示している。関西の写生画風の受容といわゆる関東南画の への動き、右側の孔雀と太湖石の右への水平方向の動きにより、 塗りでしかも豪華、 なるが(応挙作品は一三一・五×一九一・三㎝)。文晁に比べて応挙作品は、 雀牡丹図》 るが、比較する上で最も興味深いのは円山応挙の明和八年(一七七一)の 書体からすれば、文化年間後期と考えられる。孔雀牡丹は定型化した画題であ 遥かに良い。右下に「文晁筆」の款記と「文晁画印」朱文方印がある。 本作品はその端的な一例であろう。 の安定感と孔雀の威厳を強調している。金箔の保存状態は、抱一作品に比べて (相国寺蔵)であろう。 写実と装飾のバランスが絶妙で、 制作年の隔たりと画面の大きさはかなり異 牡丹と左側の孔雀の左上 軽やかさと典 落款の 薄

に与えられた批評として、執筆年も明らかであり、貴重である。 灑清幽之趣」、「精研潤澤意態生動」などの言葉が見える。これらも実際の作品 なお、由来書には金地彩色の密画の場合の批評的用語として、 「妍麗」、「瀟

通称で、五郎作が佳続、五郎八は同じ佐久間町の分家となる。 郎右衛門が佳続か、河東節が上手で抱一とはその方面でも同好の友」とある。 町に住み、深川の伏 見屋という森川の分家、 森川五郎八はその本家か、 日を楽んだ。」とある。そして、「佳続は抱一の友人でまた後援者、 の友森川佳続並にその女栖霞等を誘ひて、 網も扇に似たり夏の富士」の句が掲げてある。 見香雨氏の「抱一上人年譜稿」によると、文政三年の項に、「森川五郎八山王 ここでは一部訂正が必要で、岡野智子氏の研究によると、五郎右衛門が本家の 祭礼河東節の連中に嶋台を送時塩釜の絵をかきて其上に賛望れて」とあり、「干 由来書に見える森川家について、少し補足しておきたい。周知のように、 向嶋の花屋敷に遊び焼物などして一 また、同年五月某日、 神田佐久間 「抱一そ 森川五

子氏の論文や著書に詳しいので、ここでは相見氏の年譜の文政四年の記事引用 同年の旱魃と雨乞いの記事と抱 ている。 して、 また相見氏の年譜稿文政四年の記事として、 関東大震災に焼亡した神田明神の俳諧および四季草花図額について述べ これは、この年の五月に森川佳続により寄進されたもののようである。 の夏秋草図屏風との関連については、 「神田明神の額と羊遊斎」と題

も省略する。 小林祐子両氏の論文に詳しい。 また、 森川佳続の注文による原羊遊斎の蒔絵制作については、 岡

隈の様子について見聞を記していることも付け加えておきたい。 ちなみに、 フランス文学者の鈴木信太郎氏が明治時代後半の神田佐久間町界

喜多武清筆秋草図屏風

ど知られていないし、 ほしい画家である。 により縮図などが紹介されたことがあるが、今後さらに全体的な姿が判明して 絵や肉筆美人画なども手がけた。ただし、長命にもかかわらず、 を学び、『集古十種』 多武清 よると書上文左衛門の所蔵として伝えられたものとお聞きしている。 本作品にはかなり以前に出会ったが、すでに故人となられた所蔵家ご当主に (一七七六~一八五六) は、 編纂のための文晁の関西旅行に随行する一方で、 作品も一般に知られるものは少ない。 字は子慎、可庵ほかの号があり、 かつて脇本楽之軒 伝記はそれほ 文晁に絵 作者の喜 読本挿

年の同じ作品を並べて比較するということは出来ないが、秋草図の展開をたど 抱 よる線描を駆使して、 たちに利用されたことはすでに指摘されている。 からない。 の提供場所として、以下に述べる佐原菊塢の百花園が利用されたかどうかはわ が自然なリアリズムを感じさせもする。実際のスケッチの場所やあるいは素材 画風を見せる。一つ一つの花や葉は小さく、一見煩雑のように見えるが、それ いる。背景の土坡により奥行きを感じさせ、 よいだろう。線描の速度とリズムが快く、秋の草花の乱舞といった趣を呈して る上で大変興味深い作品である。 作品との相違はどこにあるかを見比べるのも本作品を見る上での楽しみで 抱一の草花図の画風の幅と年代的な変遷をたどるのが難しいため、 (図版4)は、二曲一隻ではあるが、一応武清の大作の一つと考えて 少し後の幕末から明治にかけては、 秋の風情をよくとらえている。全くの同時代画家である 通常の琳派風の平面性とは異なる 小石川の植物園が洋画の先覚者 ともあれ本作品は淡い彩色に 制作

> あるが、いくつかの作品例を参考に挙げよう。 草図屛風》の大きさは、 画面右下に「武清筆」の款記と「可庵」白文方印がある。ちなみに、武清の 一五五・九×一六六・一。あくまで現状での画面法量で 《秋

けの例からもほぼ三種類の大きさが考えられる。 ×一八二·〇、また其一の《秋草図屛風》一隻は、一六七·五×一八一·二であ 草図屛風草稿》一双は、各一六二・〇×一八一・四、その完成作は各一六四·五 五五・〇×一七三・六となる。 四四·七×一四四·〇、 四五·〇×一四六·〇、 出光美術館での国宝風神雷神展の展示図録を参考とすると、 その他、抱一の《柿図屛風》(文化十三年、メトロポリタン美術館蔵) 抱一の同時期の作とされる《秋草に鶉図屛風》 光琳の《秋草図屏風》(サントリー美術館蔵) 左右上下の画面の切りつめは別として、 抱 の は、 は、 は

明の方印が一顆ある。 ていねいな描写で、 6)を描いている。 袋綴全三十九丁からなる。本文冒頭に「葛飾 ここで少し触れておきたい。本書は、広く和漢の書を引用した考証随筆の類で、 はあるが、佐原菊塢の『秋野七草考』に言及されることはあまり無いようなので 縁者または弟子が多いと思われるが未調査である。天満宮拝殿は棟札の享和一 気をよく表している。 美術館蔵)などにも相通ずるもので、主題と描写の共通性がうかがえる。 た表現も楽しい。これは、たとえば抱一の《菜花・麦穂図》双幅(静嘉堂文庫 は桐生の医師で漢詩をよくした人物で、『花濺涙帖』にもその作品が見える。 各九七·〇×二六·五。すでに述べたように淡斎には画賛が極めて少ない。 淡斎と津久井雨亭(?~一八三一)の賛がある点でも貴重である。 武清の菜の花と秋草は、細い線描による軽快な作品で、菜の花のふっくらとし ところで、文化・文政期の秋草図作品を見るにあたって、乏しい管見からで また武清は、桐生天満宮拝殿天井絵の《雲龍図》(一七一・二×一六〇、 武清の小品ではあるが、 (一八〇二) 銘から建立年代が判明し、 狩野派の筆法を学んでいることと陳容ほか中国絵画の雰囲 画面右上から半円を描くように手前にせり出して来る龍は その周囲には二十面の草花図があり、 左上に「可庵源武清謹筆」の謹直な書体の署名と印文不 《春秋草図》双幅 天井絵もほぼその年の作であろう。 (図版5) 梅隠北野秋芳菊塢撰、 は画面にそれぞれ佐羽 作者名から武清の 紙本墨画 図版 雨亭 桜

江戸

が描かれていない。やや雑然とした稚拙な画風であるが、武清の作品の雰囲気 やきくう」とあり、菊塢自身の作とわかる。厳密には七草の七種類でなく朝顔 鵬斎の門人巻菱湖の書による。その後に秋草図が収録され、図の左下に 飾郡松崎村の人、文政六年亀田綾瀬に師事し、浅草福井町に塾を開く。弘化六 園または秋芳と名付けた。 を感じさせなくもない。なお万葉集での朝顔はキキョウのこととされている。 申春王正月 育刷新に努めた。文久二年昌平黌儒官となる)。『秋野七草考』序文の末尾に「壬 年駿河田中藩儒員となり、海防や財政改革に取り組み、藩校日知館を興して教 所収の本文とは少し異同がある。芳野金陵(一八○二~一八七八)は、下総葛 筆者不明の序文がある(前者は本稿末尾に掲載、芳野金陵による『善身堂遺稿 を行っている。また画は喜多武清に学んだという。 下中村暁河校、 (菊塢ともいう、 の梅樹を植え、その後園内に四季の名花を植えて整備し、 向島寺島村に約一ヘクタールの土地を得て、 鵬斎老人亀田興叙 江戸 本論文ではこちらを使用)(一七六二~一八三一)は、 筍斎関禹麦合」とある。著者の北野秋芳すなわち佐原鞠 文政二年には抱一の代行として京都の光琳墓の修築 菱湖巻大任書」とあり、文化九年(一八一二) 本書には、 三百余株(一説に三六〇 庭園全体を百花 亀田鵬斎および 「うめ 文

本文の最初に『万葉集』第八所収の山上憶良の歌二首を掲げる。

秋の野に咲きたる花を指折りかき数ふれば七種の花

萩の花尾花葛花瞿麦の花女郎花また藤袴朝貌の花

図書としても用いられたのではなかろうか。 踏襲するものでもある。 という記述である。したがって梅樹を多数植えるのも林和靖にならってであり、 富士山と筑波山を視界に入れた隅田川の四季の眺めは、中国の西湖に劣らない 順に記述されている。跋文は筆者不詳である。本書で注目されるのは、 百花園という庭園散策のガイドブックであり、 本書全体が和漢の文芸を集約する形をとるが、中国江南文化の受容という型を 本文は億良の歌のとおり、萩、尾花、 と同時に、 単に読書のための本ではなく、 葛、ナデシコ、女郎花、 あるいは絵画制作と鑑賞の参考 藤袴、 具体的には やはり 朝顔の

池田孤邨の ついでに書上竹渓と藤生善十郎についても簡単に触れておきたい。 《隅田川遠望図》(江戸東京博物館蔵)は、以前からよく知られて

> がら特定できない。 家之墓を建てている。 に第十二代書上文左衛門により代々の墓石を代表する形で墓所の正面奥に書上 であるが、伝記はよくわからない。桐生円満寺の書上家墓所は、 貞助周二の二子を伴い云々」とある。この人物は書上 いる作品だが、それに付けられた酒井抱一の長文の画賛の中に、「桐生の竹渓、 享禄年間の宝篋印塔や五輪塔もあるが、 現在、 墓所は左右両側に二十数列並び、 書上竹渓と思われる墓石は残念な (かきあげ)竹渓のこと 古くは永享、 昭和四十一年

のネットワークとそれらが微妙に重なり合うことに注目したい。 用機屋も引き継いだといわれる。 際 (一八〇四) からとされている。 十郎は三十四歳であった。ちなみに、藤生家が江戸の一橋家の御用織物を扱う 応二年(一八六六)七十歳で没。文晁に作品を描いてもらった当時、藤生善 名善十郎、生糸商、浮素と称した俳人でもあり、文晁に学び絵をよくした。慶 の位置づけという観点から見る必要がある。 単に近代の予告というよりも、 近代の竹内栖鳳を先取りするような大胆さと墨色の清新さを見せるが、それは 放さが目立つため評価を低くしているが、充実した作品も決して少なくない。 において、水墨画の占める位置は大変大きい。特に後半生の作品は、一般に粗 墨の放縦な遊びと受け取りかねない。寛政期から文化・文政期に至る文晁作品 中の画題は無いが、あらかじめタイトルを知っていなければ曖昧模糊とした水 「文晁」の署名と「画学斎」朱文瓢印がある。この作品は、文晁自身による画 に つ産業経済史の上からも江戸と密接な交流を持っていた。 ようになるのは、 の作品にはさまざまな複合した流れが注ぎ込んで達成された境地と受け止めた また藤生善十郎は大間々の生糸商人で、谷文晁から文政十三年(一八三〇) 《雨中夏山図》(図版7)を贈られている。絹本墨画、一〇〇·八×三六·三。 藤生善十郎については、『大間々町誌』通史編上巻に、簡単な説明がある。 十石余の土地とともに一切の商業基盤を相続する形で善十郎が分家し、 同家勘定所宛ての御用機請負に関する文書により、 水墨画の系譜における江戸時代の表現の中で 天保三年(一八三二)、藤生善蔵が死去した 大間々は俳諧狂歌の盛んなところであり、 浦上玉堂の山水画なども、 江戸後期の文人たち 文化元年

四 亀田鵬斎の文化六年(一八〇九)北遊中の作品

表する一人として、特に画家や詩人ほか当代一流の人物たちとの交流が広く、 氏を初めとして研究が進められている。 てか、鵬斎作品の中では例外的に入念に仕上げた佳作と言える。 木家に滞在した。この本庄と佐久とに滞在した際の作品が、ここで取り上げる この途中で、 佐野、足利、 『増訂亀田三先生伝実私記』により行程をたどると、日光参詣の後、鹿沼、栃木、 年三月に江戸を出発、この旅行時の日記・紀行・詩文集が全く伝わらないため、 光参詣の後、 必要がある。さて、鵬斎は文化六年から八年にかけて長期の旅に出ている。 その具体的な姿を示す画賛、序跋、 - 山水図」(画題は赤壁舟遊)と「浅間山真景図」であり、旅中の高揚感も加わっ 田鵬斎については、 儒学者としての鵬斎の業績については、 武州本庄に立ち寄ったのであろう。そして信州ではまず佐久の並 上信越地方への足掛け三年にわたる北遊である。鵬斎は、文化六 太田を経て、 儒学者、文人という両面からしばしば取り上げられて 上野三碑を見た後、碓氷峠を越えて信州に入った。 碑文についても今後さらにていねいに見る 一方、文人としては文化・文政期を代 徳田進、杉村英治、 橋本栄治各 Н

人」白文方印、冠冒は「醒煌」朱方長方印がある。 (山水図)(群馬県立近代美術館戸方庵井上コレクション、紙本墨画淡彩、 人」白文方印、冠冒は「醒煌」朱方長方印がある。 (山水図)(群馬県立近代美術館戸方庵井上コレクション、紙本墨画淡彩、

文化六年己巳夏五月二十八日写於本庄駅愛梅書屋無人載酒出黄州詩成一望諸山嶽孤鶴横江掠小舟五百年来続此遊水光依旧接天浮徘徊今夜東山月恍惚昔年壬戌秋有客得魚臨赤壁

が、夏五月の爽やかさを感じることが出来る。や舟に淡い代赭を加えている。風による枝葉の動きまで表現しきれてはいない細筆で描き、手前の樹木の幹の線は太く大胆だが、淡墨の軽やかさがあり、岩墨の濃淡、淡い代赭、藍の使用には専門画家には無い味わいがある。人物は

詩句と自分の旅先での感興とが渾然一体となっている。 目の「蘇子与客泛舟 光接天」、「徘徊今夜東山月」は十~十一行目の「少焉月出於東山之上 で作られていることは疑いない。すなわち、「水光依旧接天浮」は十三行目の「水 は、 十二月と、しばしば赤壁を訪れ、それが大作の赤壁賦二篇に結実した。蘇東坡 質的には流罪であった。その後、 黄州団練副使として湖北省黄州に赴任した。その官名は名目上のもので、 捕らえられ、生命の危険にさらされたが、元豊五年(一〇八二)、 〜五十四、五十七〜五十八行目の「適有孤鶴 客無酒 **斗牛之間」、「壬戌之秋」はそのまま第一行目、「有客得魚臨赤壁」は三~四行** の赤壁舟遊の画題は、日本でも多くの画家により描かれているが、鵬斎の画賛 元豊二年 (一〇七九)、 戛然長鳴 掠予舟而西也」に、それぞれ呼応している。 その使用された字句の内容から、蘇東坡の「赤壁賦」を充分に参照した上 有酒肴無」に、そして「孤鶴横江掠小舟」は、「後赤壁賦」 遊於赤壁之下」および「後赤壁賦」の十二~十三行目の「有 蘇東坡(一○三六~一一○一) 既望すなわち陰暦七月十六日、さらに十月、 横江東来 は朝政誹謗を理由 その上で、 翅如車輪 恩赦により 蘇東坡の の五十三 玄裳縞衣

り巨視的な眼での悲哀からの離脱を遂げたと言われている。 たり秋九月には、 ず)を拝観に出向いたエピソードによっても知られる。またこの年は壬戌にあ 鵬斎の詩句には無いが、画面の険しい岩の描写はまさにその様子を描いている。 とだけは鵬斎と異なる唯一の点かも知れない。 座談にすぐれた当代一流の文人で、 享和二年(一八○二)竜ヶ崎の金龍寺へ、室町時代の洞文筆蘇東坡像(現存せ 鵬斎の蘇東坡敬慕は、詩文の制作はもとより、谷文晁、酒井抱一との三人で、 同じく蘇東坡の「念奴嬌」赤壁懐古」第五行に「乱石崩雲」とあり、 詩人、画人として生きることとなった鵬斎は、流浪の詩人蘇東坡の生き方 国府台の江戸川舟遊に出かけている。 酒は下戸であったようだが、その文筆によ 寛政異学の禁により、 蘇東坡は、 酒が下戸であるこ 詩文、 民間の儒

に深く共感するところがあったに違いない。

を愛好する多くの人物がいたが、この書屋は誰のものかわからない。時の本庄には、富商でかつ双鳥と号して俳諧にもすぐれた戸谷半兵衛など文芸なお画賛年記の最後にある愛梅書屋については、残念ながら不明である。当

ち、『鵬斎先生詩抄』巻之二(文政五年十二月刊)に収録の漢詩は次のとおり。 間嶽」によると、あるいは夕方の景色を意図しているのかも知れない。すなわ られるが、浅間山の噴煙が東へたなびく様子は、自作漢詩集所収の七言絶句「浅 文の款記が謹厳な楷書で記されている。 の左右は岩や土手で仕切り画面を引き締める。左上には、やはり七言律詩と長 が見える)と柳と思われる一本の樹木と左手に橋を渡る人物を一人描く。手前 その前に集落と水田の田園風景、手前に数軒の家(一軒には室内の机上に書籍 二十五歳であった。ただし本作品が並木家で制作されたかどうかはわからない。 もうかがえる。 カルな線と代赭や藍の点描的な表現など、 れたことが款記によりうかがえる。激しく噴煙を上げる浅間山を上部に描き、 いずれにせよ、鵬斎は土地の文人たちに歓迎され、別れを惜しんで一席設けら でもあった。石刻の十三経を備え、書斎を石経楼と称した。文化六年当時、 在した。当主は並木信粋、字は純夫、通称七左衛門、 一七四四)を少し思わせるところがある。全体に真夏の昼の長閑な気分が感じ 《浅間山真景図》 図版 9) 柳のある光景は、池大雅、 は、 (群馬県立近代美術館蔵、 信州佐久での作で、そこの並木家に鵬斎はしばらく滞 山の輪郭線や樹木や手前の岩のリズミ 特にその《渭城柳色図》(延享元年) 鵬斎には珍しく南画の本格的な技法 紙本墨画淡彩、一二七·〇× 豪農でかつ酒の醸造元

山頂噴焔日夜燃石焦木黒認当年晚来猶看西風起吹送東天一道烟

斎間人」朱文方印、冠冒は「善身」朱文長方印がある。また《浅間山真景図》の賛は以下のとおり。印章は、「長興私印」白文方印、「鵬

碧稲田畔細涼筵処処回頭尽堪恋夢対墳烟浅嶽巓千隈江上惨風煙石瀬水声咽管絃清酒頻留酣酔客狂顛自許老耄年銀薇房前避暑会

感秋風之粛瑟而去郷之文士設筵酌別酒因賦留別一首而酬之文化六年己巳之夏六月遊於信中野沢日与郷之文人酣飲竟夕遂忘皈不覚踰月一日

鵬斎老人興拝稿并書

あるかは明記されていない。

鵬斎の「上田旅館寄懐」には「野沢銀薇園主人」という人物が見えるが、誰で紅は言うまでもなく、翠は薄紫、銀は白と、花の色によって区別されている。言うが、紅薇、紫薇、翠薇、銀薇はいずれも百日紅、サルスベリのことである。なお詩中の銀薇については、辞典によると薇はノエンドウ、ゼンマイなどを

二名の連名宛てで協力依頼の書簡を送っており、 られ、 鵬斎は雲泉のために碑文を作成し、現在その記念碑が終焉の地に立っている。 られがちな画家の現実的な一面を知ることができる。 なお、越後に滞在中の雲泉が、その地で女性と懇ろになり、妻から離縁をせま 滞在したが、ちょうどその月の十六日に釧雲泉が出雲崎で五十三歳で客死した。 ンの名称のようにあちこちに洒落た名前の文人の居室が見られたようである。 の池田寛蔵の飛雲楼、上田の土屋廉夫の畳翠楼など、今日のアパートやマンショ るとまことに興味深い。また文化年間には、 に掲げてある。その内容は、本作品の賛詩と密接に連動しており、読み合わせ 風景を叙述することそのものがみごとな散文詩となっている。全文は本稿末尾 を起点に東西南北に眼を注ぎ、甲州越後を遠望する壮大なパノラマ的な地誌的 に滞在し、還暦を迎えている。そして、その後の十一月これまた再び本庄にも この長期の旅の帰途、文化八年(一八一一)九月に鵬斎は再び佐久の並木家 文化六年六月に書かれた「望烟楼記』は、まさにこの旅中のもので、 妻が家財道具を運び去るのを阻止するため、本庄の森田市郎右衛門ほか 岩村田の渡辺斉峯の屏山楼、 孤高放浪のイメージのみに見 浅間山 小諸

琳百図』前編序は、抱一は院(体)画に対する新機軸を出し、「写生」と「気韻」は「無法」の造形、墨戯あるいは酔中の戯墨に過ぎないと述べる。次に、『光中山』序および後序は、タイトルのとおり胸中山水の意味を述べて、その表現最後に、鵬斎の序跋から数点取り上げ、本稿末尾に掲載しておきたい。『胸こうして鵬斎は、文化八年の師走に長期の旅を終えて江戸に帰っている。

にその名をとどめている。
がれるだけの全くの同世代の人物で、小不朽社を興すなど、江戸後期の南画史の趣に深く共感する。雲室(一七五三~一八二七)は、鵬斎と生年没年が一年雲室上人の「灑落」(磊落)な人となりを称賛し、作品の「間雲之情」、「晴雲秋月」、を兼ね備えており、その作品の「精妙」を讃える。さらに、『宋詩画伝』序は、

が可能となることを願っている。とまず、このような事例報告を積み上げて行くことにより、他日全体への眺望は関東画壇におけるパトロンの意味を探る準備はまだ充分に整っていない。ひとそれに対する簡略な注釈にとどまるものである。江戸後期の絵画史、あるいと希は、冒頭に述べたとおり、画家とパトロンに関するいくつかの資料提示

10

11

9 8

桐生市教育委員会文化財保護課に深く感謝の意を表したい。 今回取り上げた作品の所蔵者各位および桐生天満宮の拝殿天井絵については

註

2

- ルネサンスから現代美術まで、西洋の状況が簡潔明快に述べられている。1 高階秀爾『芸術のパトロンたち』岩波新書 一九九七年
- 『桐生市史』中巻 一九五九年 3 「江戸と桐生 華やかなりし文人交流展カタログ」群馬県立近代美術館 二〇〇五年

一九七八年六月号 岩波書店揖斐高「化政期詩人の地方と中央―佐羽淡斎を中心に」(『江戸詩歌論』所収)『桐生織物史』上中下巻 桐生織物史編纂会編 一九三五~四〇年

池澤一郎『江戸時代田園漢詩選』 農山漁村文化協会 二〇〇二年同『江戸の詩壇ジャーナリズム『五山堂詩話』の世界』 角川書店 二〇〇一年

前掲註2

5 4

中村幸彦「近世文人意識の成立」中村幸彦著述集第十一巻所収 一九八二年

6 前掲註:

7

山根有三「酒井抱一筆 夏草雨・秋草風図屛風下絵」国華一一五四号 一九九二年

- M四九三号 一九九二年 M四九三号 一九九二年
- 前掲註7の玉蟲氏『酒井抱一』参照
- 誌学大系四五(一)所収 一九八五年 相見香雨「抱一上人年譜稿」 日本美術協会報告六 一九二七年、相見香雨集一 日本書
- 究報告第一号 一九九五年 岡野智子「酒井抱一下絵「梅擬目白蒔絵軸盆」をめぐって」東京都江戸東京博物館 研
- 四六三所収) 至文堂 二〇〇四年同「原羊遊斎と江戸琳派の蒔絵」(小林忠『酒井抱一と江戸琳派の美学』日本の美術小林祐子「原羊遊斎と江戸琳派の蒔絵制作について」MUSEUM五五七号 一九九八年
- 鈴木信太郎『記憶の蜃気楼』 文芸春秋新社 一九六一年、講談社文芸文庫として再刊
- 13 国宝風神雷神展カタログ 出光美術館 二○○六年
- 事報告書』文化財建造物保存技術協会編 二〇〇六年『群馬県指定重要文化財(建造物) 天満宮社殿(本殿・幣殿・拝殿)三棟保存修理 エ
- 15 北野秋芳(佐原鞠塢)『秋野七草考』
- 末の資料での七行目の「後世~本草家」が欠落している。 芳野金陵『善身堂遺稿』所収の本文では、タイトルを「秋野七艸考」とし、本論文巻早稲田大学中央図書館所蔵の市島春城旧蔵本による。諸本の照合は行っていない。なお
- 元年六月刊行の詩文集『盛音集』と関連して論じられているので、参照願いたい。百花園の開園時期については、玉蟲敏子『都市のなかの絵』「百合・立葵図」章に文化

16

- 中尾佐助『花と木の文化史』岩波新書 一九八六年
- 井田太郎「富士筑波という型の成立と展開」 国華一三一五号 二〇〇m
- 河野元昭『谷文晁』 日本の美術二五七 至文堂 一九八七年
- 『大間々町史』通史編上巻 一九九八年

20 19

- 同別巻二 近世資料編 一九九五年
- 杉村英治『亀田鵬斎』三樹書房 一九八一年

文学

21

- 杉村英治編『亀田鵬斎詩文・書画集』三樹書房「一九八二年村末寺」『庄川元』『京村書房」一カノー名
- 拙稿「亀田鵬斎」(『上毛書家列伝』下 所収) みやま文庫 一九八四
- 渥美国泰『亀田鵬斎と江戸化政期の文人達』 芸術新聞社 一九九五年
- 収臨川書店 一九九九年 加藤定彦「俳諧師の経済生活」『商売繁昌 江戸文学と稼業』国文学研究資料館 編所加藤定彦「俳諧師の経済生活」『商売繁昌

22

抱一や鵬斎に限らず、江戸の画家や詩人の生活を支える経済上のシステムについては、

不明なところが多い。

23 前野直彬『新釈漢文大系十八 文章規範(正篇)下』明治書院 一九六二年

24 相見香雨「文晁模写の東坡像に就て」 絵画叢誌 一九一六年五月号 小川環樹・山本和義『蘇東坡詩選』岩波文庫 大石利雄・山田烈「群馬県中世絵画資料調査報告」 一九七九年 群馬県立歴史博物館調査研

芳野金陵『善身堂遺稿』所収

告書第六号 一九九五年

26 25 前掲註25

[桐生佐羽家定] (文政八年、天保九年、安政四年、『桐生織物史』中巻所収)

御公儀様御法度堅ク相守、別而博奕懸之諸勝負致間敷事

忠孝之道平生忘却致し申間敷事、

家内一統申台火之元大切心付、猶又夜分別家之者替く、泊り番可致事、

商内向者一統二出精致し、両見世共ニ御得意方大切ニ相心得、売方之衆中江茂聊不調法無 之様万事相慎、無理成買様等致間敷候

其外出入之諸職人中江茂決而麁言等申間敷事、

当主世継末孫ニ至迄、身分不相応ニ奢リケ(ガ)間敷儀有之候ハゝ、別家之者並ニ当役之 者共打寄異見致し、若夫ニ而茂取用ひ不申候ハゝ、親類相談之上取計可申事、

別家其外当役若者子供下女下男ニ至迄不埒成儀、又者悪評抔有之候節者、一統打寄異見致 し、若夫ニ而茂不相用者は、主人方江申達、急度糺明可致事

奉公中親跡式相続ニ付、無拠暇願候者江は預り之金子并ニ加力等茂致遣候得共、不勤ニ而 此方より暇遣候者江は一銭たりとも遣し申間敷候

家内又者他所に而茂喧嘩口論等決而致間敷事、

夜分自用二而他行致間敷候、若無拠用向有之候節者、当役之者相断罷出可申候、 四ツ時限急度帰宅可致事、 夫とても

売買ともニ当役之者江無断自分斗(計)ニ而致間敷事、

見物事其外夜浄瑠璃落し噺色々之人寄等又者芝居抔有之候節も、朋輩ニ不搆我儘ニ無断罷 出申間敷候、一人宛代りく一度見物可致事、

衣類其外小道具等も異風を不用、兎角目立不申様可心得事、

勝手賄方一ヶ月二六日有合之魚類を用ひ其外者可爲見斗事

大精進一ヶ月二三日

廿五日 廿三日 日待 廿七日

子供置付より七ヶ年年季之中者、万事主人方ニ而賄遺申候、年季明候翌年より者給金ニ致 遺申候、然上者諸事不残自身ニ相賄可申候、尤薬礼煙草者主人方賄、但し別家之者ニ者(ハ)

薬礼者遺不申候給金者左之通

弐年目 年季明初年 金四両 金参両 七年目 六年目 金拾両

三年目 金五両 八年目 金拾壹両

四年目 五年目 金八両 金七両 十年目 九年目 金拾参両 金拾弐両

究報

此外二茂年々店卸之次第二寄、別段ニ褒美金差遣申候、勿論病気ニ而引籠候者、又者不働 利足差加へ主人方ニ預り置申候、 不勤之者茂者、褒美無之候、右給金之中ニ而年分之小遣ひ指引相残候分者、一ヶ年五分之 支配首尾能相勤跡役江相讓別家致し日勤之者江者猶又一ヶ年ニ金三拾両宛、給金遺申候、 右ニ順し、年々給金加増有之候、尤支配人江者給金之外ニ一ヶ年金拾両宛爲役金遺申候。

急度相心得可申候、且此外ニ茂不益成儀者相除、万端倹約を用ひ、実意を以相勤、主従共 可申候、縦古き別家たりとも主家ニ背、又者不埒成者等は出入差留一切相搆不申候、此旨 右之通相定申候間、此條々能々相心得奉公向無麁略相勤候者江者、末々迄相応ニ見継遺

二子孫繁昌を祈可申事ニ候。

文政八酉年正月

御領主様国恩忘却不仕大切二相心得、御制禁之儀堅相守身分成丈御用等相勤可申候;

| 神仏信心之事、平生怠り申間敷候。別而氏神稲荷、江之島弁財天、西宮大神宮、大黒天家 其外親族之手向法事無失念懇ニ相勤可申、自分宗旨之外、他宗帰依一切可爲無用事、 業繁栄開運を祈り可申、并ニ火防盗賊除者秋葉山三峯山妙義山信心可致候、仏事者先祖代々

家業第一二出精致し、得意方ゟ之来客取引之不拘多少無麁略丁寧を尽し、万端実意を以取 扱可申候、且市々買物ニ付、他所之仁江無失礼随分丁寧ニ応対可致事、

一親類又者他人ニ而茂、自分江諂ひ申者之讒言決而取用申間敷、妻并婦女子之言葉是又決而 | 別家手代日勤之者、并ニ時々支配人江者家事取斗之儀、一々及相談可申、何事ニ不寄別家 取上不申、家事万端女房ニ権威付不申様、平生取〆可申候都而婦人之性者多ク奸智成者と 自分之短慮を以、召仕之者猥ニ叱り候儀可爲無用、惣而無理成召仕方無之様、常々可心懸候、 得與穿鑿之上取斗可申候、末々用立可申才知之者は、少し之過チを免じ、取上召仕可申候、 分心を用ひ、慈愛憐愍を加へ、召仕可申候、縦少々之越度有之候共、容易ニ暇差出不申、 之者支配人ゟ異見有之節者、急度取用可申候、且其時々之支配人初、其次之者ニ至迄、随 心得深く可有思慮事、

普請諸道具衣類等ニ至迄惣而花美奢リケ間敷儀可爲無用、諸事質素第一ニ倹約を用費無之

様、可心懸酒食等も右ニ順し候事

遊稽(藝か)音曲其外何ニよらず無用之慰ニ金銀を費し申間敷事

第一火之用心大切ニ心付、昼夜家内之者江厳敷可申付候其外平生家事取締り方専一ニ可心

米綿油相場事帳合商内ニ決而懸り申間敷候、縦正米正物買置ニ而茂一切無用之事、其外薬 種類何ニ而も商売違之品同断之事

> \vec{o} (99)

突合等失礼無之様心懸、随分丁寧柔和二致し僧まれぬ様可致事、 諸事ニ付中庸を用ひ候事専要ニ候、世間向義理合付ヶ届ヶ無過不足可相勤候、 都而世間向

二付、出入出訴等堅致し申間敷候。 書入等随分慥成事ニ而茂可爲無用候、 積金出来候共、諸侯武家方者勿論商人仲間懇意合之処二而茂、貸金決而致間敷、 年々店卸之振合ニ寄、延金有之候ハゝ外ゟ預り金之分追々返済可致候、段々仕合能、 纔之利足を考へ元を失ひ候事多分有之候、且金銭事 縦令地面 多少

世間極困窮之者江者分限ニ寄、多少共合力致遣可申候、都而隠徳ニ茂相成候事ハ平生心懸

節者後妻を入候も不苦候 死等致し実子有之候節者、 妾を召抱候事堅禁じ可申候、外江妾宅をしつらへ差置候儀も猶更之事ニ候、乍去万一妻病 後妻を不可入、妾ニ而召抱、子供介抱等爲致可申候、子供無之

閑中不爲不善様可心得事 生質を見究候上、可有思慮候、只詩歌俳諧抔都而風流之道少者心懸たしなみ候様致し度事 子孫ニ教候事者家業を専ニおしへ、書算等無抜目万事商売ニ無差支熟し候上、余力を以書 不申様軽ク可心懸候、其外勝敗有之慰者人品賤クなり候ゆへ可爲無用候、人々老後ニ至り 二候、余り無雅成も人品低ク手薄二見得、殊ニ老後之慰もなきは如何に候、僞夫とても凝 業を廃し家を破候者儘有之却而害をなし候事世間ニ不少候、幼少より学文を致させ候事其 籍を読せ候儀尤二候、乍去縦聖人之道たりとも其生質ニより学文ニ凝り候時者人ニ誇り家

改正條目 (天保九戊戌正月)

是迄家法見世勝手入交りに而不都合之義在之候ニ付、此度新規普請致見世中男世帯ニ致家 法相改申候、 左ニ

主人宅本宅と唱候事

本宅ニ而勤候義左ニ

安兵衞宅隠居と唱候事

仏事盆棚時米 七夕祭り 両月見

店二而支配致候ヶ條

家二附候親類附合 町内用 作方

御屋舗御用達 御年貢 地代店賃

堅相成不申候尤次男ゟ末は時の模様ニ仍而取斗ひ可申候、惣領といへども不身持ニ候へば 主人方隠居共年分給金相定見勢に相勤可申候事、且両家とも相続人勝手商売相始申候事、 次男又者養子二而相続爲致可申事、

別宅之者他行之節者主人方格(隔)晩ニ店之泊り番可致事

但早々子供を起し戸を爲明相成丈早々起爲揃可申候夏中者寝て居るに不搆蚊帳をはづし

別宅之者格番ニ泊り候儀者是迄通り相心得可申事

相改近処といへども他出爲致不申候、別而犬かみ等ニ罷出候儀禁止申付候事 別宅之者は格別見世中一同是迄昼夜とも用向之外他出不相成処、兎角猥りニ相成侯、 此度

金銀受取勘定場中二而諸取印形可致候、尤茂取次者可致候以来金銀二仕切判相用申間舗事

此度相改直打場并ニ不断居処順席相定申候、左之通り相心得猥りニ他之席へ直り申間敷事、

広間南一 主人 南二 本記方 南三 作物方 中之間 絹反 北口 田舎

不断居処

見世口真中 広間北一 番頭 子供 北二 台所 烈頭若者 拂屋帳庭人 見世中ノ間南柱ノ間

勘定場主人方

一出入代呂物無落帳庭役人手ニ懸数合合判可致候

可申、帳庭之者改不申候内者荷造り致間舗候事、 但し買入物者是迄通り市間とも一々合判可致候、 送り物帳ニ付上、 帳庭人呼寄再数改爲致

夏向ニ相成候共、夜分表之大戸見世戸とも暮六ツ限りおろし可申事

廻り者夜番之者見廻可申事、 毎夜惣廻り相定候事、但し鍵番之者判取前二揩(階)下土蔵〆り相改火の廻り可致候、 裏

門入口見世入口判取前錠卸可申事、無拠他行人判取後帰店之節者夜番之者鍵番へ相断、 通し可申候、但し別宅泊り番之者鍵預り可申事、 相

不断台所庭其外地面内歩行致候二者、 勝手番子供毎朝莨盆掃除可致事、 一番下駄に限り可申下駄草履者、他行之節用ひ可申事、

一風呂子供之内ニ而順番ニ焚可申事、尤相成丈早々仕舞候様気ヲ附可申候、 水汲込者下男可

見世便所江参り候儀、別宅若者迄者不苦其外かたく無用之事

是迄格式之事厳敷申渡候得共、兎角閉等に相成極り不宜候、此度相改、物言順席急度相分 り候様格別ニ心を用ひ可申事、但し別宅之外者小供ニ至る迄目上之者を呼候ニも殿附ニ可 致候、若者格ゟ子供を呼捨ニ可致事

他行之節者、店用自用共別宅若者子供下男二至迄、一々勘定場江相断、他出可致候、 之節も同様相達し可申事、且不快ニ而引籠候節又者夜番ニ而先寝之節茂一々相断休ミ可申 帰宅

子供其外人を呼候節是迄呼継與申事一向不致、且其座ニ不居合を乍存側ニ而答を有致者甚 見世先江御出被成候御仁江、不礼之儀在之候而者不宜、 先方間合宜様挨拶言葉遣に気を附可申、尤人ニ寄、 差略有之候、奥ゟ茂気ヲ附可申事、 商人者兎角取囃子か大事ニ御座候

一三度喰事并湯主人方相済候上拍子木を打候事、夫ゟ前、みだりに喰事入湯致間舗候事尤奥 女ともには搆無之候事、

不心得ニ候、以来気を附呼継并有無之答早々可致事、

加役子供中下駄草履此方ゟ相渡申候間、入用之節者勘定場懸り江可申出候事

若者之内髪結ニ湯を爲取子供ニ夜具上ケさせ、手洗水等とらせ候事無用之事

店用日記筆之外手前勝手二筆墨硯調候義堅無用、手前銭二而調候儀者子細無様存候者了簡 遠二候、銘々之爲を存知、右様取極候得者、得與相心得堅相守可申事、

筆之軸を巻紙之真に入候間、麁末に不相成様勘定場古筆入江不用之古筆入置可申事、 別宅之外者何ニ不限、苗字を附候事かたく無用之事、 白木屋様 フ (三) 村文宛

古帳面裏白へ懸り之者江無断手習致候義堅無用之事、

風呂是迄兎角遅相成申候、此度者近ク相成候義操合遅不相成様一同気を附可申候、但し銘々 揚り前拍子木を打候事、

手洗水年中井戸水ニ而遣ひ可申候、尤不快之節者用捨致候事、

正月元日盆十五日五節句其外役割昇進之節本宅江礼二罷出候事、

是迄別宅之者江米薪醤油與立替遣し候事在之候得共、事多ニ相成候ニ付、以来致し不遣候 左様相心得銘々勝手二買調可申候、

加役子供其外仕着施洗濯物直段左二

新仕着施綿入 正ウタ(百二干)文 一単物せんたく斗 フタム(二十四)文

単物 チタム (六十四) 文 一朱半 (ジュバン) せんたく斗 タチ (十六) 文

古綿入洗イ張

古袷洗イ張

しきし当仕立

色紙当仕立 突込 フ正 (二百) 文 帯仕立 カタフ (三十二) 文

村ウタ (二十) 文 色紙当とも ムタ (四十) 文

村フタム (二十四) 文 一わらじ懸

新給仕立

丸なをし 凡ロタフ(七十二)文

袷丸あらい カタフ(三十二)文

此外直段見斗

申尤一々渋札に名前相記銘々懸りへ持参致相頼可申事、懸り者は見世み請取相調程能配り 右之振合ニ而、たし切色紙切とも入用丈直段附増可申、右者本宅隠居別宅中ニ而世話致可

御客様方御酒之肴定り 当時蛭子屋文蔵

弐ツ物

上 弐た物 代百疋 三ツ物 中 弐ツ物 代弐朱也

吸物

小鉢

御着御立振舞抔之節

吸ものなし 代ム(四)村文 但し酒代者別也

右之通相心得御客之模様ニ仍而申付かた差略可在之事

賄方野菜引請覚

肴惣菜 月三度 ウ正 (二百) 文宛 一青物惣菜 月二十弐度

一日壹人前 惣御客壹人一日正(百)文宛 一日置

伊藤様 大丸様

御茶菓子共

但し高下あり

Œ.

(百) 文宛

一機屋方泊りウタ(二十)文

中喰フタム(二十四) 其外御客之外 惣菜へ持込

使之者共

一五節句神事廿三夜待其外祝事者別段也

一掃除番之事 両便所 月六才宛

大丸様座敷次間とも 二揩(階)座敷次間共

勘定場帳庭共 見世土蔵前

見世格子 朔日 十 日

月三度

右之通相分可申付事尤足利市留主之節者ニ居残り之者而掃除可致事

休日之事 但し出番之事也

六ツ前表戸〆後帰宅ニ相成候而者不首尾之事 正月年礼二月ゟ九月迄八ヶ月間月々壹度ヅ、尤壹人宛閑日取斗勘定場ゟ申付候事帰店暮

休夜之定

正月元日ゟ十六日迄 二月初午

三月節句昼夜 五月節句昼夜

六月神事廿三日夜廿二日夜 七夕

盆中十四日十五日十六日 八朔 十五夜

九月節句昼夜 十月蛭子様

毎月朔日十一日廿一日 但し七月極月相除ク

右之通休日休夜相定申候うたひ碁将棋読本等之楽可致候平日者決而相成不申事

奉公人格式給金延引割符歩台之事

一子供 六年 仕爲着

十二才出勘定 四年目ゟ爲祝儀金弐百疋宛遺ス但し預り置

加役 三年 仕爲着

十七才元服ゟ十九才迄 爲祝儀金弐両宛遺ス但し預り置

此三年之間子供同様之心得可有事当役之者呼捨可爲事勤方ニ寄褒美遣し可申候不断羽折

一若者 七年 是ゟ以上見廻り一切手前賄也 給金三両

廿才ゟ廿六才迄 益弐歩割 給金七両

廿七才ゟ三十一才迄子供取締

益弐歩割

三十二才ゟ三十八才迄 益三歩割 給金拾弐両

隠居 一支配 三十九才ゟ五十才迄若者烈頭取締 勝手勤 拾年

給金歩合共なし 益四歩割

給金弐拾両

一中年者 五十一才以上

若者格

別段ニ勤方精々致候得者褒美遣し可申候

(備考) 此処へ店卸シノ制アレド省略

定りなし

給金役柄ニ而甲乙有 出勤致候ハゞ心付遣し可申事

(安政四年正月改定)

- 御公儀様御法度堅相守博奕賭之諸勝負決而致間敷事!
- 忠孝之道平常忘却致間敷事、
- 火之元大切ニ心付可申、別而判取廻り節台所者不及申裏隅々迄丁寧ニ改可申事
- 喧嘩口論を慎、常々堪忍之二字を相忘れ申間敷事、
- 当主世継末孫ニ至迄、本妻一人ニ限り桐生者勿論江戸表ニ密々妾宅等相成不申、其外分限 不相応之奢侈有之候ハ重役之者致異見不取用候ハゞ親類相談之上厳重に執斗可申事、
- 商売之外山気相場事決而致間敷万一主人方ニ而目論見候ハゞ、重役者異見いたし爲相止可
- 主人方入用之金銀其時々請取可申、封金二而請取置候義無用之事:
- 御用其外何ニ而茂多分之出金筋有之候ハ、重役之者江相談之上執斗可申事
- 候ハ、重役之者致異見爲止可申事 酒者放埒之媒ニ候得者、見世中者勿論主人方たり共、過酒決而致間敷若酒を過し候者有之
- 申且商売二用候品々紙苧等ニ至迄麁末ニ不相成様取扱可申事、 商売之儀無油断出精可致、品物眼利者不及申新柄常々心懸商ひ、 手緩二不相成様砕心魂可
- 不調法無之様心懸可申事、 御得意方江不実有之候而者衰微之基候間、 書状案文ニ心を用、廻り之節言語遣ひニ気を付
- 懸ケ第一、金子取立方可爲専要事、 商高多致候義者勿論ニ候得共、貸高嵩候而ハ骨折候甲斐無之、貸高を減し商高相増候様心
- 諸帳合間違無之様、平常吟味致、引請之帳面手を替算当可致事
- 両市前夜主人方当役之内ニ而註文帳を調へ残り物等懸り之者江引合、銘々手控註文帳能々 穿鑿致、誂物失念延引無之候様可致心配事、
- 機屋衆江前貸之儀無処筋たりとも懸り之者了簡を以貸申間敷、主人方江相談之上、執斗可
- 小売物之儀勘定場当役江無断自分斗二而決而致間舗事
- 見世中格式者有之候得共、役柄二甲乙者無之役々大切二相勤可申尤半季毎二役替致候間早

速何役ニ而茂勤候様、平常心を配り可申事

- 毎月八日之夜見世中致寄合家法ニ振(触カ)候儀相糺銘々身持行跡相直し可申事!
- 奉公中家業之外何品不限手前売買決而致間敷並ニ世間之世話事一切致間敷候、無拠方ら被 頼候共堅断可申事、
- 見世中一統心得違之儀見当り候ハ、少し茂無遠慮可申出、二葉ニ摘取候得者、斧を用ニ不 後日相知れ候ハ本人同前咎可申付事、 者江却而不実ニ相成、其身之爲不而已、杖柱共頼年月被待候親々之心中を考、互に助合、 及聊之儀迚見迯置候ハ懇情之様ニ候得共、彌々増長致終ニ永之暇遣候事ニ至リ候者、対其 上役之者ハ眼下之者を引立候様教育致可申、取用不申候ハゞ早速主人方江可申出隠置候義
- 見世中一統昼夜共自用ニ而猥ニ他出いたす間敷候、無拠義有之候ハ、勘定場当役江願、 済之上罷出可申、尤夜四ツ時急度帰店可致事、 聞
- 機屋廻り之節、出候時之遅速遠近之差別有之候得共、早朝出候時者昼時帰店、 ハ夕刻帰店可致候、食事時相成候ハ飯を喰候ハ格別、 酒之馳走堅断可申事 昼後出候時
- 暫時不快ニ而休候ニ茂勘定場当役江願ひ相休ミ可申、 早ク全快致候様心懸ケ出勤之節見世中江挨拶可致事、 尤病気之節者早速ニ服薬致、 片時茂
- 御客方江酒出候共相伴之義若者格まで加役之者其席江連り申間敷、 御出被成候共、猥ニ付添出間敷、当役ゟ差図次第御供可仕候事、 並ニ御逗留中人寄有之
- 衣類小道具異風成物者不及申格式不相応之品所持致間敷、何二而茂拵候時、 之上拵可申候、無断拵候品見当り候ハゞ取上ケ可申事 当役江願聞済
- 別宅者不及申二見世中衣服之義、前々ゟ相定置候所、近来風義相乱主家同様之品着用之者 茂相見江心得違之事ニ候、髪之飾り衣服ニ至迄、別紙申渡候通り急度相守可申事、
- 宿持之外平常金銀所持致間敷候、諸品直拂相成不申通帳ニ而取寄、二季拂方ニ而取調べ、 取替帳江付可申事、
- 反物其外少々宛之所宿持之外無断り江戸店江頼遣候義無用ニ候、無拠入用之節ハ当役江願! 上包江当役改印形致し差送り可申事、 聞済之上申遣し、参着之折茂当役ニ而改其主江相渡可申候、 当地江申参候品茂同様二心得:
- 一別宅之者暮方近来不相応ニ相成、甚以不東之至り候、入を考出を斗候ハ、借越ニ者不相成' 可申無拠節者兒守壹人相増倹約を第一二致老後二不自由不致様常々心懸可申事、 見江、以之外ニ候、子供大勢有之候共其日稼之手少之者を手本ニ致、下女壹人ニ而間ニ合 家内之者江申諭、質素倹約を専ニ致召仕壹人ニ定置候所近来両人茂召抱其上雇人致候趣相
- 暮方者一ケ年給金ニ而雑用引去り、臨時入用等を心当延置可申処、年々借過勝ニ而難渋申 屋杯二他借決而致間敷事、 出候儀不辛抱之至り候、此段能々相考倹約第一二致、成丈預ケ金拵置可申、 内々懇意先機
- 機屋衆応対麁略無之様丁寧ニ取引可致候、任心安過言無之様心懸可申事
- 本抜別宅之者泊番隔晩ニ可致夜具上ケ下、手洗水等子供ニ爲取可申、其外宅持之者年限を 以申付候間、此段相心得可申事、
- 米出入普請方其外諸入用炭薪野菜等二至迄、賄方之者無抜目致吟味失墜無之様心配可致候、 勿論懸り之者斗ニ不限、重立候者は心付候、 時々勘定場江可申出候事、

<u>=</u> (96)

四四

得意先古貸其外近辺古貸廻り先ニ而自分才覚を以何程ニ而茂請取候ハ其内弐割遣し可申

者孝之極意與承り候、平常上役之者ゟ致教諭一統心得違無之様精勤可致候勤方之功ニより て主人方之存寄茂有之且者退役之節元手金之甲乙可有之、兎角当店繁昌者勿論銘々無難こ 者暇遣可申候、忠孝之道理常々無忘却大切ニ奉公可致候、必立身之基ニ候、道を行身を立 右之條々堅相守忘却致間敷候、縦令数年奉公致候共、勤方不実不行跡ニ而家法ニ相背候者

安政四丁巳年正月

なお、「備考」にこの家制は改定を加えながら明治初年まで行われたとある。

ほとんど全く同一文であるが、両者を掲載しておきたい。 〔酒井抱一・谷文晁作品の由来書〕(安政三年・一八五六、浄運寺蔵、傍線は論者による)

酒井抱一《秋草花卉図》の由来書

安政丙辰之夏題渓雲堂緑陰深処 道利者豈能如是乎為其二名家之作又何疑焉上人其無惑妄言而珍襲之 然紙紙鎌鎌資之為多故熟紙不如生紙熟縑不如生鎌以其不軟弱則難受筆墨耳紙縑之熟者猶拒 敷采妍麗描法極密而穣艷中自着瀟灑清幽之趣可謂形趣両全孔雀牡丹則精研潤澤意態生動頗 財購以附常什其雅好可尚也而或有疑非真耶者愚以為不然何則書画固貴沈着沈着雖由其腕力 鬻其収蔵物佐羽秋江見此画以為能品介之田中山主豊龍上人上人素善書又愛古書画故喜捨浄 窮能事而無有俗気皆足見其不凡筆也此画原為江都佐久間街富商森川某物近来其家産頗衰故 筆墨况背之乎此二画皆金箋其質硬厚又非熟紙之比然筆力沈透無繊毫流滑之処非手腕並極其 二大画軸一則為抱一上人花卉一則為文晁老人孔雀牡丹両幅皆金箋設色炫燿奪目其花卉幅者 谷亨

谷文晁《孔雀牡丹図》の由来書

熟者猶拒筆墨况背之乎此二画皆金箋其質硬厚又非熟紙之比然筆力沈透無纖毫流滑之処非手 窮能事而無有俗気皆足見其不凡筆也此画原為江都佐久間街富商森川某世称伏見屋者物近来 敷采研麗描法極密而穣艷中自着瀟灑清幽之趣可謂形趣両全孔雀牡丹則精研潤澤意態生動頗 安政丙辰之夏題于渓雲堂緑陰深処 梅所谷亨 (印) 着雖由其腕力然紙縑之資為多故熟紙不如生紙熟□不如生□以其不軟弱則難受筆墨耳紙□之 書画故喜捨浄財購以附常什其雅好可尚也而或有疑非真耶者愚以為不然何則書画固貴沈着沈 其家產頗衰故蠶其収蔵物佐羽秋江見此画以為能品介之田中山主豊龍上人上人素善書又愛古 腕並極其道利者豈能如是乎為其二名家之作又何疑焉上人其無惑妄言而珍襲之 二大画軸一則為抱一上人花卉一則為文晁老人孔雀牡丹両幅皆金箋設色炫燿奪目其花卉幅者

〔秋野七草考序〕(文化九年、一八一二)

鞠塢居士亦一畸人也嘗買地於葛坡芟藤莽排荊棘樊之以竹新開花園広衰凡数百弓其中植之以

其声鳴鳴然

漁樵於江渚之上

而今安在哉 固一世之雄也

沉吾与子

倚歌而和之 各有吹洞簫者 望美人兮天一方

梅花一品数百株一番風候漸二放蕾次第抽藥開遍時節望之則如縞雪襯空而駐欲飛不飛芳香滿 徳又不得不祥其義也居士亦及于比吁戲字亦畸人矣哉壬申春王正月 種攷秋卉七種古昔縉紳家之取定也後世□錯□不明於是就和歌者流及本草家而質其為義攷覈 以擔将来一片排荊棘以為新春龍色之幽境一片芟藤莽以為清秋群芳之隹境両片合以為一園大 二互映開遍時節望之則如彩雲膚土而布欲升不升馥或飄風蝶舞蜂酔或訝学壺公之術縮武蔵野 園隔墻射人或疑仮五丁之力挙羅浮山以搬将来又植之以秋卉七種数千根七八月間各二発英色 偉観之場矣居士緑薤席於其下朝□斟楉汁夕自煎皐盧以報花神之徳嘗為梅花譜近又為秋卉七 有拠訂證可観云夫逞一園之勝景於百年享両片之偉観於一身以為一世之洪福焉蓋不可不報其

縦一葦之所如 渺渺兮予懐 擊空明兮泝流光 桂棹兮蘭浆 扣舷而歌之 羽化而登仙 飄飄乎如遺世独立 而不知其所止 浩浩乎如馮虚御風 凌万頃之茫然 水光接天 白露横江 徘徊於斗牛之間 少焉月出於東山之上 歌窈窕之章 誦明月之詩 挙酒属客 水波不興 清風徐来 遊於赤壁之下 蘇子与客泛舟 七月既望 壬戌之秋 於是飲酒楽甚 〔蘇東坡「赤壁賦」〕 東望武昌 **顧**酒臨江 舳艫千里 下江陵 順流而東也 方其破荊州 困於周郎者乎 此非孟徳之 鬱乎蒼蒼 山川相繆 西望夏口 此非曹孟徳之詩乎 烏鵑南飛 月明星稀 何為其然也 危坐而間客日 蘇子愀然正襟 泣孤舟之嫠婦 舞幽壑之潜蛟 不絶如縷 余音嫋嫋 如泣如訴 如怨如慕 横槊赋詩 旌旗蔽空

杯盤狼藉	新友宪尽	先盛更)的	而吾与子之所共適	是造物者之無尽蔵也	用之不竭	取之無禁	目遇之而成色	耳得之而為声	与山間之明月	惟江上之清風	雖一毫而莫取	苟非吾之所有	物各有主	且夫天地間	而又何羨乎	則物与我皆無尽也	自其不変者而観之	則天地曾不能以一瞬	蓋将自其変者而観之	而卒莫消長也	盈虚者如彼	而未嘗往也	逝者如斯	客亦知夫水与月乎	蘇子曰	託遺響於悲風	知不可乎驟得	抱明月而長終	挾飛仙以遨遊	羨長江之無窮	哀吾生之須臾	眇滄海之一粟	寄蜉蝣於天地	挙匏樽以相属	駕一葉之扁舟	侶魚鰕而友麋鹿
而江山不可復識矣	2727日		1	江流有声	復遊於赤壁之下	於是攜酒与魚	以待子不時之需	蔵之久矣	我有斗酒	婦日	帰而謀諸婦	顧安所得酒乎	状如松江之鱸	巨口細鱗	挙網得魚	今者薄暮	客日	如此良夜何	月白風清	有酒無肴	有客無酒	己而歎曰	行歌相答	顧而楽之	仰見明月	人影在地	木葉尽脱	霜露既降	二客従予過黄泥之坂	将帰于臨皐	歩自雪堂	是歲十月之望	「後赤壁賦」		不知東方之既白	相与枕藉乎舟中
山之回而其烟未有消熄是我本	而西披靡粉飛散而不知其処至	山衆峯之中浅嶽最高矣山足盤	石亃二深潭如藍浅瀬為響実信	眸而豁人之襟胸焉境有一川絶	出別為一乾坤矣東南則甲之衆	沢之地四面山囲	望烟楼記		 	舞权不放到処甜歌可用夸目擎 手穿数字 在 表次手具他位员豪	发表女牛生肯為戈索更更重義	主人很妄题	F	「亀田鵬斎の貴文字跋、最切の二	玄裳縞衣	翅如車輪	横江東来	適有孤鶴	四顧寂寥	時夜将半	應其所止而休焉	放乎中流	反而登舟	凜乎其不可留也	粛然而恐	予亦悄然而悲	風起水涌	山鳴谷応	草木震動	画然長嘯	蓋二客之不能從焉	俯馮夷之幽宮	攀棲鶻之危巣	踞虎豹登虬龍	履巉巌披蒙茸	予乃摂衣而上
是我本邦希有之山也信之金周□郷之希有之士也幼学吾夫子之道傍善	而西披靡粉飛散而不知其処至也半腹吐烟而掩其巓則直立雲中而倶升自天地開闢之時五丁作	山衆峯之中浅嶽最高矣山足盤地者凡数十里処謂信中之霊勝也其巓常噴烟而昼夜不断或逆風	響実信中之一大江也諸峯蘸影衆嶽畳容其清潔可以洗滌人之塵胸焉諸	一川絶其地而其源出於甲信之境而入於北越之海名曰千曲其水清冷其	甲之衆山遙橫其上北則越之諸峯遠揷其間四面廻顧則列萼連蘂相映入下。	而為一郷戋巚聳北汳願秀菊其余諸山囲繞而狀翠呈黛丹耋吃立鵖獻突				舞权不改到远狱款可用旁目擎与震去不反面架青山宁次段与镇波帘虱矫索旅馆寒怒目奏姿半手多数314考系手具他位近看一时多位他们真三方力拍肚之 英基美名说葡萄语意名 多多多名	发展发生生气态发素更更重要一等笔更更固填三分印皮管下印象是字数見翔忍疾荡刻刑长王里沙金帝国三人金帝国神金帝不广不图 / 原参见官女原沙川作者女作为中央池町一二 言治之	里良薂它中与凶人耿終一身子虱充兑谷望兼脊刀畐熊玉半十千美酉為	一、 677年 会院 「著具金文末』 戸山)	切の二つは芳野金菱『善身堂豊高』所収)			不見其処	開戸視之	予亦驚悟	道士顧笑	非子也邪	飛鳴而過我者	疇昔之夜	我知之矣	嗚呼噫嘻	俛而不答	問其姓名	赤壁之遊楽乎	揖予而言曰	過臨皐之下	羽衣翩躚	夢一道士	予亦就睡	須臾客去	掠予舟而西也	戛然長鳴
三 五 (94)	,																												東北	送休	丁工科	大学	紀要	į N•.	14 2	2007

也嗚呼夫浅嶽宇宙希有之山也余不可無記焉幸請為此言爾文化六年己巳夏六月対浅嶽而作檻緑黛翠鬟入簷映席烟雲随晴雨而変幻無窮因名曰望烟従希有之山其処養者可知歌家以医為業救土人之患者既三世矣嘗営一楼貯典籍於其中朝夕掃床焚香兀坐読書其楼東向

『胸中山』序(文化十三年、一八一六)

『胸中山』後序

『光琳百図』前編序文(文化十二年、一八一五頃)

好之篤矣。苑者如有知。則光琳以上人為且暮相遇之知己也光琳之遺禮。隨聚随摸。遂獲一百図。於是再縮写襄之梓。以伝于世。嗚呼此挙足以観上人夙兼極其精妙。文化十二年六月二日。爲一百之週忌。上人叢集時流。竊修追福。乃聚遠近所蔵情。画格不凡気韻逈高。是以独歩一時。号為神逸。後人無有能継其躅者。抱一上人独得其筆法。尾形光琳工於續事。夙脱院画之窠窟。別出一種之機杼。写生伝神筆底掲性。昆虫花卉紙上含

鵬斎亀田興撰

※光琳(享和元年、一七一六没、五十九歳)百回忌記念、後編は文政九年(一八二六)刊行

『宋詩画伝』序(文化十二年、一八一五)

之中宋史称李龍眠日如晴雲秋月塵埃不到余於上人之画亦云余方外之友雲室上人精於樻事其為人襟韻灑落無一点俗気間雲之情野鶴之態如遇於寥天碧落

執筆者

山田烈

YAMADA Isao

芸術学部 美術史・文化財保存修復学科 非常勤講師

School of Art/Department of Art History and Conservation

Part-time Lecturer

二 六 (93)



1 酒井抱一 《秋草花卉図》 浄運寺蔵



2 谷文晁《孔雀牡丹図》 浄運寺蔵



非無纸之此然幸力化透為鐵墨流滑之處非 北華墨沉首之子以二書皆在養大質凝至又 然行則書書回貨沒者沒者雜由去能力然纸 物近来其家在随茶故舊其以歲物作日秋江 九幸也此畫永為江都作人同街富商森山茶 营報生動頭筋能事而無有俗氣皆思見其不 清為之越可謂形数而全孔雀如丹山精石河俸 孔雀和丹西悟皆金宴教色核構奪日其并亦 安故而在三萬超區官等報信因名 公等 作又行教為上人去者義妄言而的蒙さ 李家強拉甚道利者宣能如是子言大二名象~ 領以去不敢的即轉受筆奏 年飯樣之熟言指 就係係資之為多松熟 依不如生纸非絲不如生 大雅好可尚也而放有報非真耶者悉以為不 見此盡以為能品介之四中山主皇紀上人上人 素善言又爱古書畫故喜指译非訴以指常什

3 谷文晁《孔雀牡丹図》由来書

酒井抱一《秋草花卉図》由来書



4 喜多武清 《秋草図屏風》 個人蔵



7 谷文晁《雨中夏山図》個人蔵



5 喜多武清《春秋草図》個人蔵



6 喜多武清《雲龍図》桐生天満宮蔵



亀田鵬斎 《山水図》 群馬県立近代美術館戸方庵井上コレクション



関連略年表 人物名の右の()内は享年、関東関西の区別は厳密なものではない

関東	関西その他	事項
享保13(1728)荻生徂徠(63)		
享保16(1731)	沈南蘋来日	
寬延4 (1751)	祗園南海 (75)	
宝暦 3 (1753)	彭城百川 (56)	
宝暦 8 (1758)	柳沢淇園 (55)	
宝暦 9 (1759) 服部南郭 (77)	沈南蘋(1760以降没)	
安永 1 (1772)	熊斐 (60)	
安永 3 (1774) 建部凌岱 (56)		『建氏画苑』(安永4)
安永 5 (1776)	池大雅 (54)	佐竹曙山『画法綱領』『画図理解』(安永7)
安永9 (1780) 小田野直武 (32)		
安永10 (1781)	曾我蕭白(52)	
天明 3 (1783)	与謝蕪村(68)	
天明 5 (1785) 佐竹曙山 (38)	鶴亭 (64)	江湖詩社結成(天明7)
天明 6 (1786) 宋紫石 (72)		寛政異学の禁(寛政2)
寛政7(1795)	円山応挙 (63)	寛政の改革(天明7~寛政5)
寛政11 (1799)	長沢芦雪 (46) 桑山玉洲 (54)	
寛政12 (1800)	伊藤若冲 (85)	『集古十種』刊行開始
享和 2 (1802)	木村蒹葭堂(67)	中村芳中『光琳画譜』(享和2)
文化 2 (1805) 宋紫山 (73)		『五山堂詩話』第1巻刊行(文化4)
文化8 (1811) 釧雲泉 (53)	呉春 (60)	佐羽淡斎編『花濺淚帖』(文化9)
文化10(1813)林十江(36)	渡辺南岳(47)	北野秋芳『秋野七草考』(文化9)
文政 1 (1818) 司馬江漢 (72)		『光琳百図』(文化12頃)
文政 2 (1819) 柏木如亭 (57)		『鶯邨画譜』(文化14)
文政 3 (1820) 市河寛斎 (72)	浦上玉堂(76)	酒井抱一筆夏秋草図屛風草稿(文政 4、
文政 5 (1822) 渡辺玄対 (74) 亜欧堂田善 (74)		出光美術館蔵)
文政7 (1824) 鍬形蕙斎 (61)		抱一筆・羊遊斎作神田明神拝殿俳諧・
文政 8 (1825) 佐羽淡斎 (54)		四季草花図額(文政4、焼亡)
文政 9 (1826) 亀田鵬斎 (75)		『乾山遺墨』(文政6)
文政11 (1828) 酒井抱一 (68)	野呂介石(82)	『光琳百図後編』(文政9)
文政12 (1829) 松平定信 (72)		
天保3 (1832)	頼山陽(53)	渡辺崋山『毛武遊記』(天保2)
天保6 (1835)	田能村竹田(59)	
天保8 (1837) 大窪詩仏 (71)		神岡得一編『清風集』(天保9)
天保11 (1840) 谷文晁 (78) 立原杏所 (66) 春木南湖 (82)		
天保12(1841)渡辺崋山(49)	to the to (0-)	The other (Theo
天保14 (1843) 高久靄厓 (48)	松村景文(65) 	天保の改革(天保12~ 14)
天保15 (1844) 菅井梅関 (61)		
嘉永 2 (1849) 葛飾北斎 (90) 菊池五山 (81)		
嘉永7 (1854) 椿椿山 (54) 小泉檀山 (89)		
安政3 (1856) 喜多武清 (81)		
安政4 (1857) 金井鳥洲 (62)		
安政 5 (1858) 歌川広重 (62) 鈴木其一 (63)		
慶応2 (1866) 池田孤邨 (66)		池田孤邨『抱一上人真蹟鏡』(慶応1)

Artists and Patrons in the late Edo period:

works by Tani Bunchō, Sakai Hōitsu, Kita Busei, and Kameda Bōsai.

YAMADA Isao

Saba Tansai was a wealthy merchant and poet. He published the collection of poems and memorial album Kasenruijō for his brother, Saba Tikuō in Bunka 9(1812). Our subject hereafter will be necessary analyze his work from the art historical viewpoints.

Artists of many painting schools, literati scholar - amateur artists (Nanga), Rinpa, Yamato-e, and Ukiyoe, exchanged especially during the Bunka era and the Bunsei era in the late Edo period.

In this essay I should like examine the works by Tani Bunchō, Sakai Hōitsu, Kita Busei, and Kameda Bōsai and then describe the conditions surrounding production of works in Edo and various places in the districts.

This essay also introduces the paintings of folding screen (byōbu) of seven flowers in autumn by Kita Busei and landscape and Mt. Asama by Kameda Bōsai.

Kameda Bōsai was a Confucian, also poet and literati scholar - amateur artist (works of poems and paintings in Chinese style). He wandered in the districts of Jōshū (Gunma), Shinshū (Nagano), and Echigo (Niigata) from Bunka 6(1809) to 9(1811).

One learns of the relation of artists and the wealthy official merchants (Saba, Morikawa, Kakiage, Fujū, Namiki house).